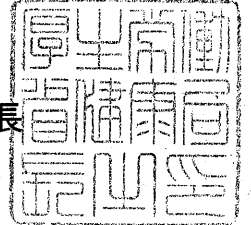


健発1023第3号
平成24年10月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

薬事法第63条の2に基づく不活化ポリオワクチンの添付文書が改訂され、追加接種（4回目接種）の有効性と安全性が確認されたので、「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」の一部を別添「定期（一類疾病）の予防接種実施要領 新旧対照表」のとおり改正し、平成24年10月23日（実施要領の第2 各論 1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（10）については平成24年11月1日）から適用することとしたので通知する。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。